

制 定 平成 17 年 4 月 1 日
最終改正 平成 23 年 4 月 1 日

愛知県一般事業資金融資制度要綱運用要領

愛知県一般事業資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）については、下記により運用するものとする。

記

第 1 取扱金融機関の本店又は母店は、協会の信用保証付でない融資をしたときは、各店舗の実績を取りまとめの上、愛知県一般事業資金（中期資金）融資実績報告書（様式第 1）、愛知県一般事業資金（長期資金）融資実績報告書（様式第 2）により、翌月の 10 日までに県中小企業金融課へ報告するものとする。

第 2 設備資金と運転資金の併用

要綱第 8 (2)イ及び(3)イに規定する金額は、設備資金若しくは運転資金又は設備資金と運転資金との合計額をいうものとする。

2 設備資金と運転資金を同時に必要とするときは、同一の申込書により申込みを行うことができる。この場合、申込金額（設備資金と運転資金の合計額）のうち、設備資金の割合が 60 パーセント以上のときは設備資金の融資条件を適用し、60 パーセント未満のときは、運転資金の融資条件を適用する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

